

日本における水銀フリー照明への移行計画

世界的な蛍光灯の段階的廃止の動きに協働し、日本の LED 移行を加速させるために

I. 概要

世界は「水俣条約」に基づき、2025年の蛍光灯段階的廃止を目指し、省エネで水銀を含まないLED照明への移行を進めています。一方で日本は、この世界的な移行を阻害する道を歩んでいます。身近で安価なLED技術が普及したことで、世界ではLED100%化が進んでいます。その一方で日本の照明市場は、消費者へのLED商品の普及を制限する国の政策により、移行が遅れています。さらに日本は、水俣条約が推進する水銀含有蛍光灯の段階的廃止を遅らせようとしており、その結果、国際的な進展を妨げているのです。

こうした自国の課題に拘らず、日本は、消費者に安全で省エネかつ高品質なLED製品を広めるために、国家政策の実施を早める必要があります。現在、日本の水銀需要の最大の割合は蛍光灯が占めています。2025年に蛍光灯を廃止できた場合、日本は5億2,300万本の直管形蛍光灯の設置を回避し、419テラワットアワーの電力削減を達成することができるのです。

日本は、国内の課題に取り組むと同時に、「水銀に関する水俣条約」締結国が目指す、全照明LED移行のために、2025年を期限とする全ての蛍光灯の段階的廃止目標を支持し、国内のLED市場が追いつけるために第6条に基づく適用除外を申請し、世界的な進展を妨げない方法を模索しなければなりません。

本書は、日本の照明事情を概観し、2025年までに世界と国内のLED移行を促進するための政策行動を提言するものであります。

II. 日本と世界におけるLED技術の進化

過去10年で発光ダイオード(LED)技術はめざましい進歩を遂げ、蛍光灯から、省エネ効果があり、水銀を含まないLED照明への移行が大きく進みました。蛍光灯に比べて、LED照明は費用対効果が高く、50~60%効率がよく、ビルや家庭で使われている90%以上の既存照明器具で利用することができます。既存の蛍光灯器具に直接設置できる、直接交換型のLEDはオンラインや量販店で広く入手可能です。しかし、日本は安全基準の問題などがあり、この直接交換型LED製品は利用できません(詳細後述)。

2014年のノーベル物理学賞は、エネルギー効率の高い青色LEDの発明により、物理学者の赤崎勇氏と名古屋大学の天野浩氏、カリフォルニア大学サンタバーバラ校の中村修二氏に授与されました。この発明により、明るく、省エネで、環境にやさしい白色光源が実現しました。スウェーデン王立科学アカデミーは、「20世紀は白熱電球が照らした世紀だったが、21世紀はLEDランプが照らす世紀となるだろう」と述べました。

2022年、世界のLED照明市場は推定9兆5千億円（約710億米ドル）規模で、2023年から2030年までに、年平均成長率（CAGR）11.0%で成長する市場であると予測されています。かつて日本は、いち早くLED照明導入に動いた国であり、産業界のLED導入に向けた政策を迅速に実施するなど、LED転換黎明期におけるグローバルリーダー的な立場にいました。さらに、2020年までにLEDフロー（販売）ベースで100%達成、2030年までにストック（在庫）ベースで完全転換という国家目標¹を掲げています。2019年、日本は、一般照明用LEDパッケージと半導体世界総輸出額のうち、21%を占める887億円（約6.6億米ドル）を輸出し、マレーシアに次いでこれらの部品の世界2位の輸出国となりました。しかし、その後の数年間で、日本の野心的な国内LED市場計画は鈍化し、2023年現在においても未だに蛍光灯のヘビーユーザーであり続けています。

III. 照明と「水銀に関する水俣条約」

2013年に採択された「水銀に関する水俣条約」は、世界的な環境条約です。その名前は、20世紀半ばにメチル水銀に汚染された産業廃水が湾に放出され、数千人に深刻な中毒を起こした「水俣病」が発症した、日本の湾にちなんで名付けられました。

2017年8月16日に発効して以来、これまでに141の政府（締約国）が水俣条約を批准しています。締約国は、水銀の供給・使用・放出の削減に協働し、国民の意識を高め、必要とされる組織能力の構築を通じて、「*Make Mercury History - 水銀を過去の遺産に*」を目指しています。

水銀削減を進展させる上で大きな進展があったにもかかわらず、水俣条約には、水銀を含有する一部の蛍光灯製品に対し適用除外措置があります。条約が起草された2013年当時は、この措置は有効だったのかもしれませんが、照明技術が急速に進歩した今日、世界の国々では、水銀を含まない、直接交換型（レトロフィット方式）のLEDが手頃な価格で普及しており、前述の蛍光灯の適用除外は無効といえます。

IV. 水銀を使用する照明の廃止に関する修正案

LED技術の著しい進歩を受けて、アフリカ地域を代表する36の政府は2021年、水俣条約第4回締約国会議（COP4）に修正案を提出しました。その内容は、水銀を含まないLED代替製品への全世界移行のため、コンパクト形蛍光灯（CFL）と直管形蛍光灯（LFL）の両方の廃止期限を早めることを後押しするものです。COP4では、137の締約国が2025年末までに安定器内蔵コンパクト蛍光灯を廃止することに合意し、大きな成果を収めました。しかし、直管形蛍光灯の廃止については2023年10月のCOP5に決定が延期²されました。水銀のリスクから人と環境の健康を守る³というコミットメントを示す一方で、日本は他数カ国と共に、直管形蛍光灯の段階的廃止を遅らせたのです。

¹ 2010年、日本は「新成長戦略」と「エネルギー戦略計画」の中核概念として「グリーン成長戦略」の取り組みを推進しました。閣議決定された基本方針は、2020年までに次世代LED・OLEDの販売100%、2030年までに照明ストックの100%達成を目標としています。（エネルギー基本計画, p34 <https://www.env.go.jp/council/06earth/y060-120/y060-120%EF%BC%8Fref05.pdf>）

² 水銀に関する水俣条約 COP4 は、有害水銀に対する取り組み評価、拡大、強化に向け世界的なコミットメントで閉幕。（水俣条約）
<https://mercuryconvention.org/en/news/minamata-cop-4-closes-global-commitment-evaluate-expand-and-strengthen-efforts-against-toxic>

³ 日本の水銀リスク軽減の取り組みについては、セクションV参照

クリーン・ライティング連合⁴によると、水俣条約で蛍光灯の廃止年を 2025 年にすると合意できた場合、2050 年までの世界の累積削減効果は以下の通りです。

- 227 トンの水銀を回避（照明と発電所の排出量削減による）
- 199 兆 9,200 億円（約 1 兆 4,800 億米ドル）の電気料金の節約
- 日本の年間 CO₂ 排出量の約 3.5 倍に相当する、3.5 ギガトンの CO₂ 削減

直管形蛍光灯の段階的廃止が 2025 年以降に 1 年延期されるごとに、全世界の損失は大幅に増加します。段階的廃止が 2 年遅れの 2027 年で採用された場合、水銀の排出削減量は 36 トン縮小し、世界全体の電気費用は 29 兆円（2,210 億米ドル）増加し、大気中には 6 億トン以上の CO₂ が放出されることになります。

V. 「水銀に関する水俣条約」と日本

日本は 2017 年に 23 番目の条約批准国となりました。批准後、日本は即座に実施に向け動き出し、条約が求める期限の 3 年前（2020 年）⁵に、附属書 A に記載された水銀添加製品の製造、輸出入を禁止しました。また、「MOYAI イニシアチブ」を立ち上げ⁶、日本の高度な水銀管理技術やノウハウを共有し、途上国を支援しています。

日本は、条約の批准に加え、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」を定め、2015 年の「大気汚染防止法の一部改正法」を成立させるなど、水銀による健康リスクの軽減を目的としたいくつかの法改正および、関係政省令の整備を意欲的に推進してきました。日本は依然として条約の積極的な締結国であり、外交支援や連携を促進すると同時に、水銀添加製品の早急な段階的廃止時期を達成するために努力を続けています。

ところが、最近になって日本は、安全上のリスクを理由に、水銀含有蛍光灯の段階的廃止の延期を求める要望書⁷を水俣条約に提出しました。しかし、この要望書は、他の国々と異なり、日本には直接交換型 LED の国内安全規格がない、という事実に触れていません。世界の LED 照明は、IEC 国際安全規格を適用して生産されています。しかし日本の照明器具は、独自の安全規格に沿って世界と異なる基準で生産されています。そのため、日本の要望書が示す安全上のリスクは、他の締結国の照明市場の現状を代表するものではなく、誤解を招きかねません。なぜなら、世界が採用している IEC 安全規格では、直接交換型 LED を使用でき、必要に応じて配線工事や器具交換といった安全な LED への代替手法の選択肢があるからです。

⁴ クリーン・ライティング連合による削減効果はこちら <https://cleanlightingcoalition.org/>

⁵ 「水銀に関する水俣条約」日本 <https://mercuryconvention.org/en/parties/jpn>

⁶ 「水銀に関する水俣条約」日本政府、環境省 <https://www.env.go.jp/chemi/tmms/index.html>

⁷ https://mercuryconvention.org/sites/default/files/inline-files/Japan_AnnexA.pdf

VI. 国際安全規格とは異なる日本独自の安全規格

日本は、独自の極めて限定的な安全基準を武器に、市場をコントロールし、蛍光灯器具の LED 化を意図的に遅らせているといっても過言ではありません。世界は、直管形蛍光灯の直接交換型⁸LED に、国際電気標準会議 (IEC) の安全規格 (IEC 62776:2014⁹) を採用しましたが、日本は採用しませんでした。それどころか、日本は**直接交換型の直管形 LED** に、国内の安全規格を策定していません。その結果、日本の消費者や企業は、こうした製品を既存の蛍光灯器具に取り付ける際に、世界の他の国にはない危険にさらされています。日本の電気用品の安全と事項防止の主要な規格である、電気用品安全法 (PSE)¹⁰でも、これらの LED 製品は対象になっていないのです。

日本にも、照明器具や商用電源直結タイプの LED 管¹¹といった、様々な LED 照明製品の安全規格は存在します。しかし、なぜか、蛍光灯から LED への最も手軽な移行手段であり、蛍光灯安定器をそのまま使用できる**直接交換型の直管形 LED**には、安全基準が設けられていません。世界市場において、ほとんどの消費者は、既存の蛍光灯器具に取り付けられる、蛍光灯安定器 (バラスト) 対応の**直接交換型の直管形 LED** を利用できます。また、配線工事により既存照明器具に取り付けられる直管形 LED も広く普及しています。日本以外の政府は、IEC 安全規格に沿って、LED 照明への確実かつ安全な移行を保証しているのです¹²。

こうした世界の動きとは逆に、日本政府と照明産業は、**直接交換型の直管形 LED** の危険性と交換によるリスクを声だかに主張しています。^{13,14}日本の消費者庁は、蛍光灯から LED 照明への移行期において、消費者自身が蛍光灯器具の互換性や、器具の劣化を確認した上で、新しい LED 照明に交換するよう、注意喚起しています。また、日本照明工業会 (JLMA) は、LED 照明に適合するためにバラストカットするなどして改造された蛍光灯器具は、安全保証対象外であると消費者に注意を促しています。こうした間接的なネガティブなアプローチにより、日本の消費者は既存の蛍光灯器具に、直接交換型の LED 管や環状の LED を取り付けることを諦めるざるをえないのです。政府と照明産業によるこうした広報活動は、安全基準がないことも要因となり、日本の消費者に LED の安全認識に大きな影響を与え、費用対効果の高い**直接交換型の LED** の選択肢を制限してしまっています。

世界的な市場では着々と LED 化が進んでいるにもかかわらず、日本では蛍光灯からの脱却が遅々として進んでいません。照明器具の販売は、ほぼ LED 商品に変わりましたが、蛍光灯の販売数は

⁸ 配線工事や安定器の取り外しが不要で、蛍光灯用器具に直接取り付けられる直管形 LED。安定器対応直接交換型直管形 LED とも呼ばれる。

⁹ IEC 62776:2014 - IEC 国際電気標準会議 | LED 制御装置内蔵 安定器接続形の G13 口金 LED - 安全仕様 <https://webstore.iec.ch/publication/7425>

¹⁰ 現在、電気用品安全法の政令で指定された品目は、A 類 (特定) 116 品目、B 類 (不特定) 341 品目の合計 457 品目です。電気用品安全法 METI/経済産業省 https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/act_outline.html (2021 年 1 月 27 日)

¹¹ 日本の安全規格。JIS C 8154:2015 - 一般照明用 LED モジュール ;JIS C 8156:2017 - LED 電球 ;JIS C 8159-1:2013 および IEC 62931:2017 - GX16t-5 口金 付直管形 LED ランプ ;JLMA 301:2020 - 安定器バイパス式片側給電 G13 口金直管形 LED

¹² 国際安全規格。IEC 62776:2014 - 直管形蛍光灯用直接交換型 LED ランプ - 安全仕様 <https://webstore.iec.ch/publication/7425> ; IEC 62031:2018 - 一般照明用 LED モジュール - 安全仕様 <https://webstore.iec.ch/publication/30600> ; IEC 62612:2013 - 一般照明用安定器内臓電球形 LED ランプ (電源電圧 5 0 V 超) 性能要求事項 <https://webstore.iec.ch/publication/7259> ; IEC 62560:2011 - 一般照明用安定器内臓電球形 LED ランプ (電源電圧 5 0 V 超) - 安全仕様 <https://webstore.iec.ch/publication/7199>

¹³ 消費者庁ニュースリリース「LED 照明は正しく使いましょう - 本来使用してはならない照明器具に使うと発煙、発火などの原因に! -」(2019 年 3 月 27 日)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/2018/pdf/consumer_safety_release_190327_0001.pdf

¹⁴ ジャパンタイムズ「LED 電球の普及が広がる中、消費者庁が注意喚起へ」(2019 年 4 月 15 日)

<https://www.japantimes.co.jp/news/2019/04/15/business/consumers-switch-led-bulbs-consumer-affairs-agency-issues-fire-warning/>

依然として非常に高く、その原因の一部は、最近の消費者庁と JLMA のキャンペーンによるものです。これにより、直管形蛍光灯（LFL）の販売減少に歯止めがかかってしまっています。日本国内の LED の年間需要は比較的停滞しており、国内の他の市場と比べて成長が鈍化しています。その結果、日本の市場は世界に遅れをとり、人々や企業は数十億円の損失を被り、公衆衛生ははまだ水銀曝露のリスクにさらされているのです。

VII. LED 化 100%を推進するための日本への政策提言

国内の課題とは別に、自国の消費者に向け、安全で省エネかつ高品質の LED 製品を普及させるため、日本は国内政策の実施を急がなければなりません。

以下は、水銀を含まず安全かつ省エネ効果の高い LED への移行を、早急に進めるための、日本に向けた政策提言です。

1. **第 5 回締約国会議（COP5）** 日本代表は、蛍光灯の世界的な段階的廃止を支持するか、水俣条約に基づく適用除外を申請し、**2025 年を期限としたの LED 照明への世界的な移行を妨げてはなりません**。条約が定める、地球の気候や人々の健康を守るべく、各国の政府を支援しなければなりません。「水銀に関する水俣条約の第 4 回締約国会議（COP4）」では、日本をはじめとする一部の締約国が、直管形蛍光灯（LFL）の製造、輸入、輸出の段階的廃止時期を 2027 年延期すべきだと主張し、世界の進展を停滞させてしまいました。照明専門家の報告書¹⁵によれば、2025 年以降の LFL の段階的廃止が 1 年遅れるごとに、世界的な利益が著しく減少します。1 年遅れるごとに、約 300 メガトンの CO₂ の削減量が失われますが、一方で、締約国が 2025 年を段階的廃止にできれば、178 トンの水銀を削減できることが判明しています。**第 5 回締約国会議（COP5）で、アフリカ地域代表のボツワナとブルキナファソが提案する「水銀に関する水俣条約」附属書 A の第 1 部の、蛍光灯の段階的廃止期限を遅くとも 2026 年とする修正案を支持する必要があります。**
2. 日本政府は、地方自治体と連携し、補助金交付により、蛍光灯器具の交換を推進することができます。すでにいくつかの日本の地方自治体は、蛍光灯器具から LED 代替品への交換を推進するための省エネ器具導入補助金を交付しています（参考：[福島県](#)、[広島市](#)、[京都府](#)、[大阪府](#)、[能代市](#)など）。こうした補助事業は、往來の取り組みを迅速に促進させ、国民は、省エネかつ低炭素な LED に移行し、有害で非効率的な蛍光灯を自宅や建物から撤去するために有効です。
3. 日本政府は、**2025 年までに蛍光灯を禁止する国家政策を策定することにより、LED 照明 100%への移行を促進することができます**。さらに 2025 年以降販売される交換用電球のすべてが LED になるよう、蛍光灯を禁止する国家政策を採用する必要があります。この取り組みの支援として、日本照明工業会（JLMA）は、既存の安全規格（[JLMA301:2020](#)）に、安定器の配線工事（バイパス工事）が不要な、**直接交換型**の直管形および非直管形 LED を含めるべきです。例えば、改訂された JLMA301¹⁶に適合する LED 製品は、広く普及すること

¹⁵ <https://cleanlightingcoalition.org/resources/global-report/>

¹⁶ JLMA 301:2020 AC 直結 G13 口金直管形 LED 光源-安全規格 <https://www.jlma.or.jp/siryo/pdf/kokai/JLMA301.pdf> JLMA 301 は、日本照明工業会が制定した、LED 制御装置（電源回路）内蔵の AC 直結 G13 口金直管形 LED 光源の安全性を確保するための技術基準です。照明を LED 化する際には、LED 照明器具に交換することが推奨されています。また、照明内部で発煙発火に至り、照明が落下するという危険な事故が発生しています。このような重大な事故を防ぐため、「JLMA301」が制定されました。

が見込まれるため、2025年の蛍光灯廃止にとって重要です。したがって日本は、JLMA301に準拠した直接交換型LEDを普及させる政策をできるだけ早く確立し、同時に、蛍光灯器具のLED照明器具に完全移行するための政策やプログラムの導入を急ぐ必要があります。

4. 日本政府は、電気用品安全法に直接交換型のLED照明を含める必要があります。直管形と非直管形の直接交換型のLED製品は、蛍光灯器具のLED化へのスムーズな移行に不可欠です。導入すれば、省エネとCO₂排出量の削減になると同時に、有害で非効率な蛍光灯を一般家庭や企業から排除することができます。現在、日本では、直接交換型の直管形LEDは電気用品安全法の対象外であり、安全基準が存在していません。日本以外の国際社会は、IECの安全規格 [IEC 62776:2014](#) を適用しており、世界的に市民や企業の安全が保証されています。日本が優先すべきは、産業界の利益ではなく、国民の健康と安全であり、直接交換型のLED照明の電気用品安全法への規格化が早急に必要です。これが実現すれば、日本の照明市場は、省エネ効果に優れ、水銀を含まないLED管に進む世界の潮流に追随することができます、電気料金の削減とCO₂排出量削減による広範な利益を促進することができます。
5. 日本のLED産業を支援することが重要です。LED照明は、省エネ効果と費用対効果の高さから、市場シェアを独占し続けており、近い将来、唯一の照明技術になるといわれています。かつて日本の産業界はこの業界の最先端を走っており、産業界主導のもと、蛍光灯生産を止める努力を行ってきました¹⁷。日本政府は、成長するLED輸出市場を活用し、イノベーションと専門知識を駆使し、国内のLED照明産業を成長させる機会に面しています。LEDの輸出を奨励・促進することで、日本は再びLED照明市場で世界をリードする存在になるでしょう。

VIII. LED移行は、日本の気候・環境の取り組みに合致する取り組み

環境省によると¹⁸、日本における水銀需要のうち、照明は最も多く(35.4%)、年間3.3トンに相当します¹⁹。蛍光灯の生産・消費を停止すれば、照明製品関連からの水銀の廃棄処分問題は解消されます。さらに、オフィス、学校、家庭、その他の施設から蛍光灯を撤去すれば、破損による水銀曝露の健康被害もなくなります。

国際エネルギー機関(IEA)によると、2050年までにカーボンニュートラルを達成するための期限は2025年末であり、省エネ効果の高いLED照明への移行を日本が支援することは、世界の照明市場の完全LED化を後押しすることにもなります。

蛍光灯の段階的な廃止は、日本に大きな貯蓄と利益をもたらします。2025年末までにすべての蛍光灯を廃止できた場合、日本は5億2300万本の直管形蛍光灯の設置を回避でき、水俣条約のCOP4で採択された2025年期限のCFL廃止と合わせると、照明に使用される水銀だけでも4.5トンを削減できます。これにより、2025年から2050年の間に964億ドル以上の節約と419テラワットアワーの節電、9220万メトリックトンのCO₂削減に貢献することができるのです。

¹⁷ パナソニック(2019年3月) <https://www2.panasonic.biz/jp/lighting/conventional/fluorescent/>

¹⁸ <https://www.env.go.jp/chemi/tmms/keiken.html>

¹⁹ 環境省の統計(2017年)では、日本国内の水銀の物質フロー総量5.6トンのうち、25%が照明に使用されました。

IX. LED 化が貢献する 8 つの SDGs (持続可能な開発目標)

水銀を含まない LED 照明への移行は、人、企業、政府に大きなコスト削減をもたらすと同時に、国連の持続可能な開発目標の以下の 8 つの目標に沿った取り組みです。

SDG 3. 全ての人に健康と福祉を 水銀を含む蛍光灯の段階的な廃止は、ターゲット 3.9 の、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の数の大幅な減少につながります。

SDG 7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに 費用対効果の高い LED 照明は、必要な電力が蛍光灯の半分のため、切り替えによってエネルギーを節約することができます。そのため、ターゲット 7.1 の、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的なアクセスの確保につながります。

SDG 8. 働きがいも経済成長も 蛍光灯の段階的な廃止を支援することは、職業的な水銀への曝露を減らし、移民労働者、特に女性の移民労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する、ターゲット 8.8 の達成に貢献します。

SDG10. 人や国の不平等をなくそう 蛍光灯の販売・輸出の禁止は、社会保障政策を含む平等の拡大に沿った政策を採用するよう各国に求めるターゲット 10.4、および、これらの政策を実施するための枠組みを求めるターゲット 10.5 に貢献します。蛍光灯の禁止によって、新興国は有害で非効率な照明のゴミ捨て場にならず、すべての人が、安全かつ省エネでクリーンな LED 照明を利用できるようになります。

SDG 11. 住み続けられるまちづくりを 蛍光灯から LED に切り替えることで、有害廃棄物の管理リスクを減らし、目標 11.6 が掲げる「大気の質および一般並びにその他の廃棄物の管理に特別に注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減」に貢献します。

SDG 12. つくる責任つかう責任 水俣条約は、水銀を含む製品（蛍光灯を含む）の環境上適正な管理を義務づけており、これはターゲット 12.4 「化学物質や廃棄物のライフサイクルを通じて環境上適正な管理を実現し（中略）、大気、水、土壌への放出を大幅に削減し、人の健康や環境に対する悪影響を最小化する」に直接つながっています。

SDG 13. 気候変動に具体的な対策を 条約を通じた蛍光灯の廃止は、国際的な枠組みに基づいた非効率かつ水銀を含む照明の排除を実現し、締結国はターゲット 13.2 が各国に求める「気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む」に貢献することができます。

SDG14. 海の豊かさを守ろう 島嶼国や北極圏の国々は、越境する水銀汚染の曝露の危険にさらされており、この問題は生態系や魚を主な食料源としているコミュニティにとって脅威となっています。蛍光灯を LED に置き換えることで、水質汚染を防ぎ、「あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する」というターゲット 14.1 に貢献できます。



結論

水銀を含む蛍光灯の製造、輸入、輸出を廃止することは、気候・環境・健康に関する日本の目標達成にかかせません。日本が 100%LED 市場に到達するためには、様々な独自の課題がありますが、政策的介入等により、国内および世界の水銀を使用しない照明への移行を加速させることは可能です。

日本政府には、JLMA の協力の元、下記の行動を提言します。

- [来る第 5 回締約国会議（COP5）で、少なくともアフリカ地域代表のボツワナとブルキナファソの提案である、「水銀に関する水俣条約」附属書 A の第 1 部修正案を支持し、蛍光灯の廃止を支持](#)すること。
- 2025 年に蛍光灯を禁止するための国家政策を策定すること。これにより、100%LED への移行を加速させ、補助金事業を通じて蛍光灯器具の交換を促進するための財源を自治体に割り当てる。
- 電気用品安全法に直接交換型の直管形 LED を含める。
- LED 製品の国内需要の増加に対応するため、地域の LED 産業の成長を支援する。

LED への移行は、国連の 8 つの持続可能な開発目標（SDGs）を支持し、同時に、経済成長と産業発展の機会を提供するものです。

※本文中の円表記は 2023 年 5 月 4 日（1 米ドル = 134 円）の為替レート換算しています。